

小学校音楽科における移行期間中の扱いについて

横浜市立さわの里小学校校長
後藤俊哉

平成 28 年 12 月の中央教育審議会の答申を踏まえ、平成 29 年 3 月に新しい学習指導要領が公示された。今後、平成 30 年度から移行措置として前倒して実施するとともに、令和 2 年度より全面实施される。

今回の改訂は、内容面は現行の学習指導要領の内容を踏襲しているものの、今後 10 年間を見据えながら、

- 子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力の一層確実な育成
- 社会に開かれた教育課程の重視
- 教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を三つの柱で明確に提示
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

などの方針が示された。

これらの基本方針を受け、音楽科においても、改訂の趣旨及び要点が具体的に示された。学校教育における音楽科の役割についての基本理念は変わってはいないものの、目標の示し方や指導事項の枠組みが変更になるなど、全面实施に向けてしっかりと確認し、理解すべきことがたくさんある。

それらを踏まえつつ、移行期間において留意すべき点について、以下に具体的に触れていきたい。

1 小学校音楽科における移行措置の期間及び内容について

文部科学省告示第九十三号（平成 29 年 7 月 7 日）には、「平成 30 年度及び平成 31 年度（令和元年度）の第 1 学年から第 6 学年までの音楽の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第 2 章第 6 節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第 2 章第 6 節の規定によることができる。」とあり、音楽科では移行期間中から「新学習指導要領の規定によることができる」としている。これによって、各学校の判断により、その全部又は一部について新学習指導要領による教育課程を編成・実施することができる。

指導に当たっては、現行学習指導要領、又は新学習指導要領のいずれの場合でも、今回の学習指導要領の改訂の趣旨を生かした指導になるよう配慮する必要がある。

2 移行期間中の実践

(1) 現行学習指導要領で教育課程を編成し、実施する場合の留意点

①教科の目標及び学年の目標についての留意点

今回の改訂では、育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力」と規定し、「(1)知識及び技能」「(2)思考力、判断力、表現力等」「(3)学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿って示すことによって目標の改善を図っている。

ここで確認したいことは、「現行に示している内容については新学習指導要領にも引き継がれており、大胆に言ってしまうと、表記を三つの柱に沿って示しているもので、内容はほぼ踏襲されている」ということである。

例えば、現行の「音楽活動の基礎的な能力」は、(1)及び(2)に示した資質・能力に対応する。したがって、移行期間においては、「音楽活動の基礎的な能力を培うこと」が、どのような「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」の育成に当たるかを踏まえることが大切となる。

この資質・能力の育成に当たっては、児童が「音楽的な見方・考え方」すなわち「音楽に対する感性を働

かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けること」を働かせて、学習活動に取り組めるようにする必要があり、このことは音楽科を学ぶ本質的な意義となる。

移行期間においては、「見方・考え方」を働かせる学習活動を通して、教科の目標の実現を図ることが大切である。

移行期間においては、現行の「基礎的な表現の能力」及び「基礎的な鑑賞の能力」を育てること、すなわち、どのような「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」を育成することが必要かを踏まえることが大切である。

②内容についての留意点

○「A表現」の留意点

現行学習指導要領は、「歌唱」「器楽」「音楽づくり」の分野ごとに事項を構成している。

新学習指導要領は、この構成を踏襲し、それぞれに、

ア「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力

イ「知識」に関する資質・能力

ウ「技能」に関する資質・能力

の3点から現行の内容を再構成し、指導内容を一層明確にしている。

例えば、イ「知識」では、「曲想と音楽の構造との関わり」などを理解することに関する具体的な内容を、

現行の学年の目標の趣旨

- (1) 音楽活動に対する興味・関心、意欲を高め、音楽を生活に生かそうとする態度、習慣を育てること。
- (2) 基礎的な表現の能力を育てること。
- (3) 基礎的な鑑賞の能力を育てること。

「知識」に関する事項として独立して示している。

また、音楽科における技能は、単にウ「技能」と直結するのではなく、ア「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にした。ウ「技能」では、思いや意図に合った表現などをするために必要となる具体的な技能を、歌唱、器楽、音楽づくりの分野ごとに示している。

したがって、移行期間中における実践では、音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さなどを感じ取りながら、表現を工夫し、思いや意図をもって表す過程において、どのような知識や技能を得たり生かしたりするのかを踏まえた指導や、児童が表したい思いや意図をもつことと、そのために必要な技能を身に付けることとの関連を図った指導を一層充実することが大切である。

○「B鑑賞」の留意点

新学習指導要領は、

ア「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力

イ「知識」に関する資質・能力

の2点から現行の内容を再構成し、指導内容を一層明確にしている。

【例】第5学年及び第6学年

現行学習指導要領

ア 曲想とその変化などの特徴を感じ取って聴くこと。

イ 音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取り、楽曲の構造を理解して聴くこと。

ウ 楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲の特徴や演奏のよさを理解すること。

とし、独立した事項で示している。

新学習指導要領

ア 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴くこと。

イ 曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて理解すること。

とし、イでは現行のアとイに関する内容を「知識」に関する事項として一体的に示している。

「曲想」は「音楽の構造」によって生み出されるものであり、鑑賞の学習は、この二つを相互に関連させることによって深まっていく。移行期間では現行のアとイの関連を図った指導を一層充実させるとともに、そのことが曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴くことにつながるよう指導することが大切である。

○〔共通事項〕の改善

〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導を行うようにすることは現行と同様である。

アでは、「音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取」ることに加えて、新たに「聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えること」を位置付けている。

イでは、音符、休符、記号や用語に「音楽を形づくっている要素」を加えるとともに、新たに「音楽における働きと関わらせて理解すること」を位置付けている。

移行期間では現行の趣旨を踏襲しつつ、

- ・聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについての思考を促すこと。
- ・音楽を形づくっている要素及び音符、休符、記号や用語などについて、音楽における働きと関わらせて、その名称や意味などを理解できるようにすること。

が大切である。

③指導計画作成上の留意点

新たな配慮事項を示しており、移行期間においてもこれらの事項に配慮した指導を行うことが大切である。

○児童の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善

○音楽科の特質に応じた言語活動の充実

→言葉だけではなく、音や音楽でコミュニケーションを図ることができる児童の育成

○障害のある児童などについて、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫

○コンピュータや教育機器の効果的な活用

○学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながり

(2) 新学習指導要領で教育課程を編成し、実施する場合の留意点

①目標についての留意点

各題材における目標においても、
「知識及び技能」の習得
「思考力、判断力、表現力等」の育成
「学びに向かう力、人間性等」の涵養
を踏まえた目標を設定することが考えられる。

②内容についての留意点

「A表現」の歌唱、器楽、音楽づくりの指導については、ア、イ、ウの各事項の指導内容を、「B鑑賞」の指導については、ア、イの各事項の指導内容を明確にするとともに、それらを適切に関連させて指導することが重要である。

(ア)、(イ)、(ウ)の各事項については、指導のねらいに応じて、一つの題材の中で複数の事項のいずれか、又は全てを扱うようにする。

〔共通事項〕については、今回、「資質・能力」として位置付けられたが、〔共通事項〕のみを扱う指導とにならないよう、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分に指導することが重要である。

③指導計画作成上の留意点

○「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

「音楽的な見方・考え方」を働かせて、単に会話で終わらないよう、価値ある学び合いを通して、双方の学びが深くなるよう、教師が児童の活動を価値付けしながら、深い学びとなるようにしたい。

特に音楽科では言語活動だけでなく、ときには教師が自ら歌って見せたり、演奏して見せたりして、音や音楽で学び合いをすると深い学びとなっていくであろう。

○内容の取扱いの配慮事項への着目

今回の改訂で新たに示された配慮事項は、指導の改善・充実のポイントとして十分に踏まえる。

○学習評価実施上の留意点

指導計画を作成するに当たっては、評価計画を含める必要がある。

しかしながら、新学習指導要領で教育課程を編成・実施する場合においても、移行期間においては、現行の評価の観点をを用いる。

「関心・意欲・態度」の観点	→ 「音楽への関心・意欲・態度」
「思考・判断・表現」の観点	→ 「音楽表現の創意工夫」と「鑑賞の能力」
「技能」の観点	→ 「音楽表現の技能」
「知識・理解」の観点	→ 独立して示していない

現行では音楽科で「知識・理解」に関わる表記は、鑑賞領域の指導事項のみであった。もちろん表現領域においても知識・理解に関する指導はしてみたものの、評価においては知識・理解の観点は第4観点の「鑑賞の能力」で見取るしかなかったのが現状であった。

今回の改訂では、イは「知識」事項として表記されたため、鑑賞領域と歌唱、器楽、音楽づくりの分野とを合わせた題材構成がしやすくなった。

具体的に考えると、

「曲想と音楽の構造などとの関わり」について理解すること

→ 知識の習得に関する評価は「音楽表現の創意工夫」又は「鑑賞の能力」

「楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わり」について理解すること

→ 「音楽表現をするための技能を身に付ける過程」において行う場合は、「音楽表現の技能」

→ 「音楽表現を工夫し、どのように表すかについて思いや意図をもつ過程」において行う場合は、「音楽表現の創意工夫」

となる。

3 新学習指導要領の「内容」及び〔共通事項〕との対応表の見方

(1) 年間指導計画の作成に当たって

年間指導計画を作成するに当たっては、学校の教育目標及び学校の全体計画を受け、学習指導要領の音楽科を踏まえながら、児童が6年間で身に付ける資質・能力を見通し、各校の特色や中学校との接続、さらには幼稚園や保育園との連携、そして高等学校までを見据えることが大切である。

音楽科の年間指導計画の作成に当たっては、以下の内容に留意する。

(2) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)の指導については、ア、イ及びウの各事項を、「B鑑賞」の(1)の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること。

音楽科の内容は、表現及び鑑賞において、「思考力、判断力、表現力等」「知識」「技能」に関する資質・能力を相互に関わらせながら、一体的に育てていくものである。

例えば、児童が「思考力、判断力、表現力等」に関わる資質・能力を身に付けるようにするためには、その過程で既習事項から得た知識や技能を活用したり、新たな知識や技能を習得したりすることの両方が必要となる。ここで留意したいことは、はじめに技能ありきではなく、既習事項を生かし活用しながら新たな知識や技能を習得するという点である。

したがって、「A表現」の(1)歌唱、(2)器楽、及び(3)音楽づくりでは、年間や各題材、各授業における指導のまとまりを見通す中で、ア、イ及びウの各事項、「B鑑賞」では、ア及びイの各事項を適切に関連させた指導計画を作成して学習指導を行うことが求められる。

「対応表」では、関連する「内容」と〔共通事項〕が○印で示されているが、ア、イ、ウが並列していることが多い。この場合、まず時系列で授業を捉え、どの時間で何を扱い、どのような力を身に付けるのか、その際〔共通事項〕との関わりは何かも関連させながら考えていくとよい。また、児童の実態によって指導方法や時数等も変わってくるのが考えられる。大切なのは「この時間に、何を身に付けるのか」を明確にすることである。

また、既習事項を生かすという点で、縦のつながりも大切である。年間指導計画を作成する際、児童の実態、他教科等や学校行事等との関わりも大切である。

さらに音楽科の目標を含め、道徳教育が全ての教科等のベースになっていることから、「特別の教科 道徳」との関わりも考える必要がある。小学校音楽科の目標の(3)「～音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う」では、音楽科がまさに「豊かな心」と「人間性」を育む重要な教科と言っても過言ではなく、児童が教科としての音楽を学ぶ意義が明確になったといえよう。

(2) 題材計画の作成のポイント

- 年間指導計画を立案する際、学習指導要領に示された内容が不足したり偏ったりすることのないように設定する。
- 「題材計画」ごとに資質・能力を明確にし、そのために必要な指導内容や指導方法について具体化する。
- 「題材計画」の指導内容を具体化する際は、学習指導要領に示された事項から、関連の強い内容を選び、その具現化を図る。
- 6年間で身に付ける資質・能力や学習内容の系統性を踏まえ、低・中・高学年ごとにバランスよく設定する。また、表現と鑑賞の一体化を図り、有機的に関連付けられるように配列する。
- 目標を達成するために最も適している中心教材を設定する。また、幅広く様々な音楽に接することができるよう、参考教材を取り上げることが望ましい。
- 年間指導時数の全てを「題材計画」ごとに均等に割り振るのではなく、各学校の指導の重点や指導内容に応じて指導時数を設定する。

参考文献

「小学校学習指導要領解説 音楽編」 文部科学省 平成 29 年 6 月

「初等教育資料 平成 29 年 10 月号」 東洋館出版社 2017 年 10 月

「小学校新学習指導要領の展開 音楽編」 宮崎新悟・志民一成 編著 明治図書
2017 年 10 月